

# 南陽園認知症対応型通所介護重要事項説明書

## 1. 担当者

生活相談員 鶴間 由美

## 2. 相談、要望、苦情の窓口

お客様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する相談、要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

☆ 南陽園在宅サービスセンター相談窓口
電話番号 03-3334-2743 担当 鶴間 由美
(受付時間 月～土曜日 9:00～17:30)
☆ 杉並区役所 保健福祉部介護保険課 相談調整担当
電話番号 03-3312-2111 (代表)
☆ 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課
電話番号 03-6238-0177 (ダイヤルイン)

## 3. 個人情報の保護

- (1) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報を適切に管理します。  
ご利用者及びご家族から予め同意を得ない限り、ご利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供しません。
- (2) 「浴風会個人情報保護規定」に定められた利用目的に従い、次の目的の達成に必要な限度で収集し利用します。

### ①介護サービスの提供に関するもの

- ・介護報酬の請求その他の介護保険関係事務
- ・サービス提供上必要な機関への対応（サービス担当者会議等）
- ・介護事故等の報告、苦情等の対応
- ・サービス開始及び終了時の管理

### ②介護サービスの提供に関するもの以外のもの

- ・運営推進会議、第三者評価、実地指導等外部監査の受審
- ・実習生・研修生の指導
- ・法人、施設の管理運営業務（各種統計資料の作成等）

個人情報管理責任者	センター長 百瀬 律子
-----------	-------------

## 4. 人権擁護及び虐待防止

- (1) 高齢者虐待防止に関する法令及びその他の規範を遵守し、お客様の人権の擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じます。
- (2) 虐待通報に対応する窓口を設置し、通報内容を確認して迅速に対応します。

虐待防止受付窓口	窓口担当者 生活相談員 鶴間 由美 電 話 03-3334-2743 (月～土 9:00～17:30)
南陽園虐待防止委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の窓口を通じ通報を受けた内容を、速やかに区市町村に報告します。</li> <li>・通報内容の事実確認を行い、改善策を検討して、その結果を通報者、区市町村に報告します。</li> </ul>
その他の相談窓口	杉並区介護保険相談窓口 03-3312-2111 東京都福祉サービス運営適正化委員会 03-5326-0878

## 5. 運営の方針

当事業所は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにお客様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な支援を行います。

事業の実施に当っては関係区市、地域の保健・医療・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 6. 南陽園在宅サービスセンター概要

### (1) ご提供できるサービスの種類及び地域

名 称	南陽園在宅サービスセンター
所 在 地	杉並区高井戸西1-12-1
事 業 所 番 号	認知症対応型通所介護 東京都指定1371500750号
電 話 番 号	03-3334-2743.
サービス提供対象地域	杉並区南部
送 迎 実 施 地 域	南荻窪1-4丁目、松庵1-3丁目、宮前1-5丁目 西荻南1-4丁目、久我山1-5丁目、高井戸西1-3丁目 高井戸東1-4丁目、上高井戸1-3丁目、永福2-3丁目 下高井戸1-5丁目、浜田山1-4丁目、大宮1-2丁目 和泉2-3丁目、成田西1-2丁目

※送迎は、車輛・運転手共に委託業者となります。往復とも職員が添乗いたします。

※対象地域外でも、ご家族が送迎をなさる前提であれば、デイサービスの提供が可能です。

※可能な限りご要望にお応えします。

### (2) 実施時間

営 業 日	月曜日～土曜日 (定休日：日曜日、1月1日～1月3日)
営 業 時 間	9時00分～18:00
サービス提供時間	9時30分～17:30

### (3) 設備の概要

定員	食堂兼機能訓練室	静養室	相談室	特殊浴室	送迎車
12名	110㎡	1室	1室	1室	2台

### (4) 職員体制

従業者の職種	員数
管理者	1名
相談員	6名（専従2名、兼務1名、非常勤3名）
事務職員	1名（常勤）
看護職員	2名（非常勤）
機能訓練指導員	1名（非常勤）
管理栄養士	1名（非常勤）
介護職員	4名以上

## 7. サービス内容

身体介護	お客様の日常生活動作能力により、必要な支援及びサービスを提供します。 ・排泄、異動、移乗の介助、その他必要な身体の介助
入浴（特殊浴槽）	家庭において入浴することが困難なお客様に対して、入浴サービスを提供します。 ・衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身 ・その他必要な入浴の介助
食事	食事を希望するお客様に対して必要な食事サービスを提供します。 ・食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助 ・その他必要な食事の介助
痰の吸引	必要に応じ、担当医師の指示のもとで看護師と介護士が連携し、計画書に基づいて認定を受けたケアワーカーによる痰の吸引を行います。
機能訓練	お客様の状況に適合した個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練を行い、生活機能を生かした支援を通じて、身体機能の低下を防止するよう努めます。
アクティビティ	お客様が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施します。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります。 ・レクリエーション、体操、音楽活動、制作活動、行事活動
送迎	送迎を必要とするお客様に対し送迎サービスを提供します。送迎車輦には職員が添乗し、必要な介助を行います。 ・移動、移乗の介助、その他必要な送迎の介助

相 談 ・ 助 言	<p>お客様及びそのご家族に、日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言</li> <li>・ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言</li> <li>・ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言</li> <li>・ その他住宅生活全般にわたる必要な相談・助言</li> </ul>
-----------	--

## 8. 利用料金

ご利用料金は、負担割合証に示された負担割合相当分の基本サービス利用料、加算利用料の合計額で、契約書別紙のとおりとなります。

なお、ご利用中に介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて契約書別紙を更改させていただきます。

その他、希望されたお客様は、食費（昼食代、おやつ代）を契約書別紙のとおりご負担いただきます。

## 9. サービスのご利用方法

### (1) ご利用開始の手続き

居宅サービス計画の作成を依頼されている方は、担当の介護支援専門員にご相談のうえお申し込み下さい。

居宅サービス計画を自己作成されている方は、直接当事業所へお申し込み下さい。

### (2) サービス終了の手続き等

#### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される日の1週間前までに、文書でお申し出下さい。

#### ②当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の1ヶ月前までに文書で通知致します。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立・要支援1・2）と認定された場合。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合。若しくは被保険者資格を喪失した場合。

#### ④その他

下記の場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ・ 守秘義務に反した場合。
- ・ お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ・ 当法人が破産した場合。

下記の場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

ございます。

- ・お客様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うようよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合。
- ・お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ・お客様が入院もしくは病気等により、おおむね1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であるのが明らかになった場合。
- ・お客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者又は他のお客様に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

## 10. サービスご利用に当たっての留意事項

### (1) 送迎の連絡体制

送迎バスにはそれぞれ携帯電話が備えてあります。電話番号は連絡帳をご参照ください。

また、台風、大雪等の天候により、送迎バスの運行ができない場合があります。その際には当センターより、電話にてご連絡致します。

### (2) 体調確認と体調不良の場合の対応

毎日、看護職員が確認します。また、測定値は連絡帳にてお伝えします。また、体調不良によって、ご家族にお迎えに来て頂く場合がございます。

### (3) 食事内容

管理栄養士が計画し、委託事業者が調理します。食事形態は、ご本人、ご家族と相談のうえ、状態も加味して決定致します。なお、献立表を毎週お配りします。

### (4) 服装

機能訓練、レクリエーション等の活動がありますので、履きなれた靴、お体に合った服装でお越し下さい。

## 11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、緊急連絡先、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

### 緊急連絡先

連絡順	連絡者ご氏名	続柄	ご住所	電話（ご自宅、携帯、会社等）
<u>1</u>				
<u>2</u>				
<u>3</u>				

主治の医師もしくは歯科医師

病院名	
医師名	
住 所	
電話番号	

## 12. 非常災害対策

緊急時の対応	南陽園在宅サービスセンター防災規程に基づき行います。
防 災 設 備	緊急時は「直接火災通報装置」が自動的に働き、消防署へ通報するシステムとなっております。
防 災 訓 練	防災訓練：年6回、避難訓練：年3回、通報連絡訓練：年3回実施します。
防 火 管 理 者	南陽園副主任生活相談員 友 部 貴 弘

## 14. 賠償責任保険について

南陽園在宅サービスセンターは、次の賠償責任保険に加入しております。

契 約 関 係	① 保険契約者 東京都社会福祉協議会 ② 被保険者 南陽園在宅サービスセンター ③ 保険者 東京海上日動火災保険(株)
契 約 保 険 名	① 事業者損害賠償責任保険 ② 傷害見舞金補償保険

## 15. 浴風会の概要

法 人 の 名 称	社会福祉法人 浴風会
法 人 の 所 在 地	東京都杉並区高井戸西1丁目12番1号
代 表 者 名	理事長 京 極 高 宣
設 立 年 月 日	大正14年1月15日
定 款 に 定 め て い る 主 な 事 業	第一種社会福祉事業 (1) 養護老人ホーム 浴 風 園 (2) 特別養護老人ホーム 南 陽 園 (3) 特別養護老人ホーム 第二南陽園 (4) 特別養護老人ホーム 第三南陽園 (5) 軽費老人ホーム 浴風会松風園 (6) 軽費老人ホーム 浴風会ケアハウス 第二種社会福祉事業 (1) 老人居宅介護等事業 浴風会ヘルパーステーション (2) 老人デイサービス事業 南陽園在宅サービスセンター

<p>定款に定めている主な事業</p>	<p>(3) 老人デイサービス事業 第二南陽園在宅サービスセンター</p> <p>(4) 老人短期入所事業 南陽園</p> <p>(5) 老人短期入所事業 第二南陽園</p> <p>(6) 老人短期入所事業 第三南陽園</p> <p>(7) 認知症対応型老人共同生活援助事業 浴風会グループホームひまわり</p> <p>(8) 障害福祉サービス事業 浴風会ヘルパーステーション</p> <p>(9) 浴風会病院 (10) 介護老人保健施設 くぬぎ</p> <p>(11) 認知症介護研究・研修東京センター</p> <p>公益事業</p> <p>(1) 地域包括支援センター 杉並区地域包括支援センター・ケア24高井戸</p> <p>(2) 居宅介護支援事業 浴風会居宅介護支援事業所</p> <p>(3) 介護人材の育成事業 浴風会ケアスクール</p> <p>(4) 小規模型事業所内保育事業 よくふう保育園</p>
---------------------	--

平成30年4月1日

認知症対応型通所介護の開始提供にあたり、お客様に対して契約書および書面に基づいて重要な事項を説明しました。

**【事業者】**（事業所番号1371500750）

住 所 東京都杉並区高井戸西1-12-1  
名 称 南陽園在宅サービスセンター

代表者名 センター長 百瀬 律子 印

説明者名 生活相談員 鶴間 由美 印

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型通所介護について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

**【お客様】**

住 所

氏 名 印

**【ご家族様】**

住 所

氏 名 印